令和 ６ 年 ５ 月 ２８ 日

報　道　各　位

敦賀市総務部総務課長

地域サポート職員制度の開始について

みだしのことについて、下記のとおり地域サポート職員制度を開始しますので、お知らせします。

記

１　概　　要　　少子高齢化が進み、区長等の自治会役員のなり手不足が全国的に顕在化する中、安定した自治会運営を実現するため、各地区に複数名の地域サポート職員を配置し、区長からの行政に関する相談等に応じる。

２　開始時期　　令和６年６月から

３　体　　制　　各地区（北、南、西、松原、西浦、東浦、東郷、中郷、愛発、粟野）に、３～６名程度の職員を配置

４　業務内容　　区長に対して電話、電子メール等により定期連絡を行い、区からの提言や相談事に応じ、それぞれの地域の実情に合った行政情報の提供及び助言を行う。

（事務担当）
総務部総務課　栄名、下野
（直通）２２－８１０１

参　　考

地域サポート職員制度の詳細について

１　目的

各区との意見交換等を通じて地域が抱える課題を把握し、行政のサポートの在り方を見直し、安定した自治会運営を実現する。

２　体制

各地区（１０地区）に３～６名程度の課長補佐級職員（全３４名）を配置

３　業務内容

（１）電話、電子メール等により区長に対して定期的に連絡を行い、区からの提言や相談等に応じ、庁内関係部署との連絡調整を行うこと

（２）地域に必要な行政情報の提供及び助言を行うこと

（３）その他、市長が必要と認めること

※原則として、勤務日のみの従事とする。

※現金、通帳、印鑑の保管、経理及び出納に関する事務等は処理しない。

※地域内での冠婚葬祭、祭礼の手伝い等は処理しない。
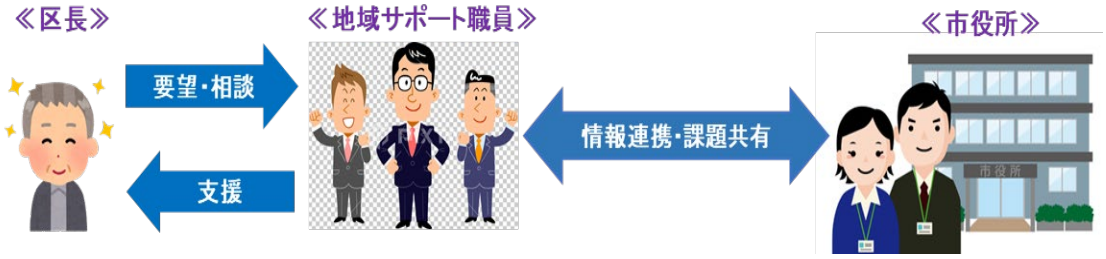
※行政機関等への提出書類の作成等は処理しない。